

第6回トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議資料

ートラックの荷役作業における労働災害の現状と対策についてー



平成24年8月6日

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

○ 労働災害の現状

① 労働災害の被災者数は、年間約11万人（うち死亡者数は約1,000人）。

※ 労働者災害補償保険法に基づく労災保険給付額は、年間約8,500億円

② 労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、この2年は連続して増加。

※ 2年連続の増加は、オイルショックからの復興期以来、33年振り。

③ 製造業、建設業の労働災害は長期的に大幅な減少。

陸上貨物運送事業は、長期的に見ても減少傾向が緩く、労働災害全体に占める割合が増加。

【労働災害発生件数の推移】

		平成元年		平成5年		平成10年		平成15年		平成20年		平成23年	
		死傷	死亡										
全産業計	(人)	217,800	2,419	171,600	2,245	148,248	1,844	125,750	1,628	119,291	1,268	111,349	1,024
陸上貨物運送事業	(人)	17,300	307	13,800	281	15,646	225	13,991	241	14,691	148	13,543	129
	(%)	7.9	12.7	8.0	12.5	10.6	12.2	11.1	14.8	12.3	11.7	12.2	12.6
製造業	(人)	64,697	431	49,896	414	42,269	305	32,518	293	28,259	259	23,589	182
	(%)	29.7	17.8	29.1	18.4	28.5	16.5	25.9	18.0	23.7	20.4	21.2	17.8
建設業	(人)	63,847	1,017	52,241	953	38,117	725	29,263	548	24,382	431	22,372	342
	(%)	29.3	42.0	30.4	42.4	25.7	39.3	23.3	33.7	20.4	34.0	20.1	33.4
第三次産業	(人)	60,700	457	53,200	437	45,735	425	44,426	427	47,175	341	47,216	295
	(%)	27.9	18.9	31.0	19.5	30.9	23.0	35.3	26.2	39.5	26.9	42.4	28.8

(注)平成23年は、震災を直接の原因とする死傷者数を含まない。

2 陸上貨物運送事業における労働災害について

○ 荷役作業の特徴

- ① 貨物自動車の運転者が行う荷役作業の多くは、荷主先等で実施。
→ 所属する陸上貨物運送事業者による直接的な管理監督を離れて作業を実施。
- ② 荷主先等が提供する荷の積み卸し場所の施設・設備等を使って作業を実施。

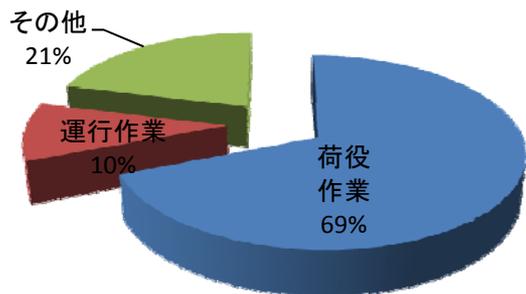
○ 労働災害の実態

- ① 貨物自動車運転者の労働災害は、7割が荷役作業で発生。交通事故は1割弱。
- ② 労働災害発生場所は、荷主先等の倉庫などが7割。
- ③ 事故の型は、荷台や荷の上からの墜落・転落が最も多く、全体の3割。
※ その他、挟まれ・巻き込まれ(フォークリフトに接触等)約12%、転倒14%、動作の反動(腰痛)14%。

○ 荷役作業の安全化に向けて

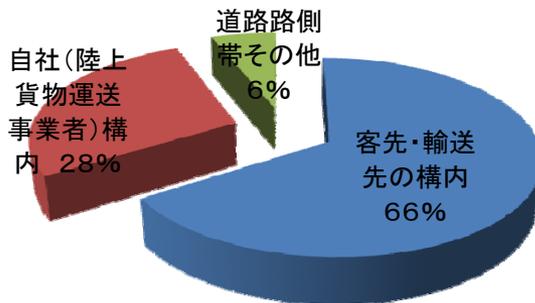
荷役作業の安全化のための施設・設備の改善には、荷主先等の協力が不可欠。

【図1: 作業種類別労働災害発生状況】

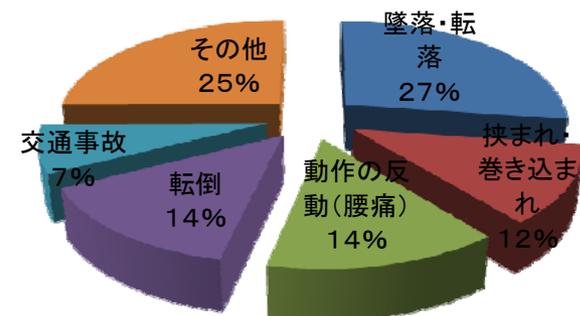


【図2: 労働災害発生場所の内訳】

※ 図1の荷役作業部分の内訳



【図3: 事故の型別労働災害発生状況】



○ 推進中の対策

【陸上貨物運送業者と荷主先等が連携して取り組む事項】

- 陸上貨物運送事業者と荷主先等との安全確保のための協議の場を設置すること。
- 運送契約時における、荷役作業の有無、内容、役割分担等を明確にし、関係者に周知すること。
(安全作業連絡書(通達に例を添付)の作成)
- 荷台周囲への作業床、手すり、防網等の墜落・転落防止のための設備を設置すること。

【陸上貨物運送業者が取り組む事項】

- 安全管理体制の整備(安全管理者の選任等)
- 作業計画、作業手順書の作成(荷役作業を行う場合)
- 労働者教育の実施(フォークリフト運転技能講習等)
- 腰痛予防対策、フォークリフト災害防止対策 等

【荷主先等が取り組む事項】

- 作業計画、作業手順書の作成支援(荷役作業を自社以外の労働者が行う場合)
- 資格等の確認(例:フォークリフト運転の特別教育、技能講習等)
- フォークリフトの定期自主検査の実施 等

※ 陸上貨物運送業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について(労働基準局長通達:平成23年6月2日)

○ 対策の一層の推進について(関係者にご協力いただきたいこと)

上記の対策を確実に実施するために、

① 荷役作業を陸運事業者と荷主先等のどちらが行うか契約上明確にすることの徹底

※ 荷役作業の実施者が契約書面で明確になっているのは4分の1(平成23年の荷役作業中の死亡災害の場合)。

② 荷台からの墜落防止対策等の実施への荷主先等の協力

※ 作業床、手すり、防網等の墜落・転落防止のための設備、昇降設備の設置等を協力して実施。

について、本日まで出席の関係者のご協力をお願いします。

あおりを利用して足場を確保している例
(陸上貨物運送事業者側で対応)



移動式プラットフォームの例
(荷主先等で対応)



タンクローリーの墜落防止措置の例
(荷主先等で対応)



荷台への昇降設備の例
(陸上貨物運送事業者側で用意する場合であつても、荷主先等で保管場所の確保が必要)

